○財務省令第四十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とし、同条第十四号を同条第十二号とし、同条第十五号中「第四十二条の十二の五の二第一項又は」を「第四十二条の十二の六第一項又は」に改め、同号イ中「第四十二条の十二の五の二第一項」を「第四十二条の十二の六第一項」に改め、同号ロ中「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　措置法第四十二条の十二の七第一項から第六項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の七第四項から第六項までの規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十六号中「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項に規定する特別償却限度額」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第十五号とし、同条第十七号を同条第十六号とし、同条第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十二号を削り、同条第二十三号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条及び第四条において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「令和三年旧措置法」という。）第四十五条第一項又は第二項の規定に規定する特別償却限度額

第二条第二十四号イ(5)を削り、同号を同条第二十三号とし、同条第二十五号を同条第二十四号とし、同条第二十六号を同条第二十五号とし、同条第二十七号を同条第二十六号とし、同条第二十八号を削り、同条第二十九号を同条第二十七号とし、同条第三十号から第三十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三十四号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、その次に次のように加える。

ニ　令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項の規定

第二条第三十四号ホを削り、同号ヘ中「第四十二条の五第一項」及び「、第四十二条の十二の三第一項」を削り、「第四十二条の十二の五の二第一項」を「第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号を同条第三十二号とし、同条第三十五号イからハまでの規定中「へまで」を「ホまで」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十六号を同条第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　措置法第五十五条の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第三十七号を削り、同条第三十八号を同条第三十六号とし、同条第三十九号から第六十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六十一号を削り、同条第六十二号を同条第五十九号とし、同条第六十三号中「平成二十九年改正法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）」に、「平成二十九年旧措置法（」を「平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（」に、「第六十五号」を「第六十二号」に、「第六十五条の八第一項、第二項、第七項」を「第六十五条の八第七項」に改め、「同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額」を削り、同号を同条第六十号とし、同条第六十四号を同条第六十一号とし、同条第六十五号中「第六十五条の七又は」を削り、同号を同条第六十二号とし、同条第六十六号を同条第六十三号とし、同条第六十七号から第七十号までを三号ずつ繰り上げ、同条第七十一号を同条第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

第二条第七十二号中「第六十六条の十一の二第一項又は」を「第六十六条の十一の三第一項又は」に改め、同号イ中「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の三第一項」に改め、「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、同号ロ中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に、「同項」を「同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項」に改め、同号を同条第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　措置法第六十六条の十一の四第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額

第二条第七十三号を同条第七十二号とし、同条第七十四号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八十七号を削り、同条第八十八号を同条第八十六号とし、同条第八十九号から第九十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第九十六号を削り、同条第九十七号を同条第九十四号とし、同条第九十八号を同条第九十五号とし、同条第九十九号を同条第九十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十七　措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百号中「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項に規定する特別償却限度額」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第九十九号とし、同条第百一号を同条第百号とし、同条第百二号から第百五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第百六号を削り、同条第百七号を同条第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額